

電気料金メニュー定義書

【ビジネスプランC】

日本瓦斯株式会社

目次

1	実施期日	3
2	定義.....	3
3	単位および端数処理	3
4	適用条件	4
5	供給電気方式、供給電圧および周波数.....	4
6	契約容量	4
7	電気料金	5
8	適用期間	5
9	契約容量の変更	6
10	ビジネスプランCの定義書の変更および廃止	6
	別表	7
1	燃料費調整.....	7
2	離島ユニバーサルサービス調整.....	9
3	契約容量および契約電力の計算方法.....	11

電気料金メニュー定義書【ビジネスプランC】（以下「ビジネスプランCの定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下「電気供給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、ビジネスプランCの定義書に定める基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

ビジネスプランCの定義書は、2019年4月1日より実施、適用します。

2 定義

次の言葉は、ビジネスプランCの定義書において、それぞれ次の意味で使います。なお、電気供給約款に定義される言葉は、ビジネスプランCの定義書においても同様の意味で使います。

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格計算期間および離島平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間とします。）をいいます。

3 単位および端数処理

ビジネスプランCの定義書において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

4 適用条件

ビジネスプランCの定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「ビジネスプランC」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

①契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

②1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

③動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

6 契約容量

(1) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 2（契約電力および契約容量の計算方法）により計算された値を参考に、1 年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(2) 送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

7 電気料金

(1) 基本料金

基本料金は、1 か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	282.85 円
---------------------	----------

(2) 電力量料金

1 か月の電力量料金は、電気供給約款 14（電気の使用期間）に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表 1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.14 円
120 キロワット時をこえる 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.64 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.76 円

8 適用期間

- (1) ビジネスプラン C の適用開始日は、電気供給約款 6（電気供給契約の申し込み）に定める電気供給契約の申し込みの場合には、電気供給約款 9（電気の供給開始）(1)に定める供給開始日とし、電気供給約款 28（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。
- (2) ビジネスプラン C の適用期間は、(1)に定める適用開始日から 1 年目の日の属する月の電気の計量日の前日（以下「満了日」といいます。）までとします。
- (3) 満了日の属する月の前月の 1 日から 15 日までに、電気供給約款 28（他の電気料金メニューへの変更）にもとづき、ビジネスプラン C の変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日からその 1 年目の日が属する月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。
- (4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

①供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行います。また、契約締結前の書面交付は行いません。

②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。

9 契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただし、お客さまが新たな電気供給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約容量の変更を希望する場合には、この限りではありません。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。
- (3) 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

10 ビジネスプランCの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、ビジネスプランCの定義書を変更する場合には、電気供給約款 4（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、ビジネスプランCの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) ビジネスプランCの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

別表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合

燃料費調整単価

$$= (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格})$$

$$\times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合
燃料費調整単価

$$= (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \\ \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年の 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.134円
------------	--------

2 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービスサービス調整額の計算

① 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (52,500 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 52,500 円を上回り、かつ、78,800 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 52,500 \text{ 円}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

ハ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 78,800 円を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (78,800 \text{ 円} - 52,500 \text{ 円}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

③ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格計算期間の離島平均燃料価格によって計算された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格計算期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各離島平均燃料価格計算期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりとします。

離島平均燃料価格計算期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間

毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年の 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

④ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって計算された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して計算します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	0.003 円
-------------	---------

3 契約容量および契約電力の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約電力は、次により計算します。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)

×電圧(ボルト)

× (1÷1,000)

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)

×電圧(ボルト)

×1.732

× (1÷1,000)